

民法と生活A		講義	教授 田地野 幹雄
科目カテゴリー	国際ビジネス学科の教養選択科目	科目ナンバリング	22200111

1. 授業のねらい・概要

民法は、日々の生活における市民相互の関係、つまり財産関係（売買・賃貸借・不法行為など）と家族関係（夫婦・親子・相続など）を定めた、生活の基本となる法律である。例えば、買い物などの契約に関するルールや、事件・事故があった場合の損害賠償に関するルールなどが定められており、これらは社会において生活する上で是非とも知っておくべき知識である。本授業では、民法の前半部分として、「総則」と「物権」の基本的な規定についてわかりやすく説明する。

なお、本科目の履修に当たっては、「日本国憲法」を履修しておくことが望ましい。

2. 授業の進め方

テキストの内容に沿った講義形式を基本とするが、授業の進捗状況に応じて各回の授業内容が多少前後することがある。また、理解の定着を図るため、原則として、毎回、授業中に問題を解いていく。

3. 授業計画

1. 民法総説 2. 制限行為能力者 3. 失踪宣告，法人，物 4. 意思表示①（心理留保，虚偽表示） 5. 意思表示②（錯誤，詐欺，脅迫） 6. 代理①（代理権，代理行為，復代理） 7. 代理②（無権代理，表見代理），条件・期限 8. 時効	9. 物権 10. 不動産物権変動 11. 動産物権変動，占有権 12. 所有権，共有，用益物権 13. 担保物権①（留置権，先取特権） 14. 担保物件②（質権，抵当権） 15. 法定地上権，根抵当権
--	---

4. 準備学修（予習・復習等）の具体的な内容及びそれに必要な時間

毎回の授業を受講するまでに前回の授業内容を、配付プリントやノートを使って復習しておく。さらに、テキストの予習も行っておく。なお、これらの準備学修には2時間程度が必要である。

5. 課題（試験やレポート等）に対するフィードバックの方法

試験実施の際、解答のポイントおよび出題意図を試験終了直後に説明する。

6. 授業における学修の到達目標

民法の「総則」及び「物権」に関する基本的な知識を身に付け、民法の意義を体系的に理解できる。

7. 成績評価の方法・基準

定期試験の結果（80％）及び授業への取り組み姿勢（20％）によって評価する。

8. テキスト・参考文献

テキストとして、(株)早稲田経営出版(民法研究会) 編著『面白いほど理解できる民法（第5版）』を使用する。

9. 受講上の留意事項

特になし。

10. 「実務経験のある教員等による授業科目」の該当の有無

該当しない。

11. 卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目との関連

上記の「科目カテゴリー」欄の記載のとおり。